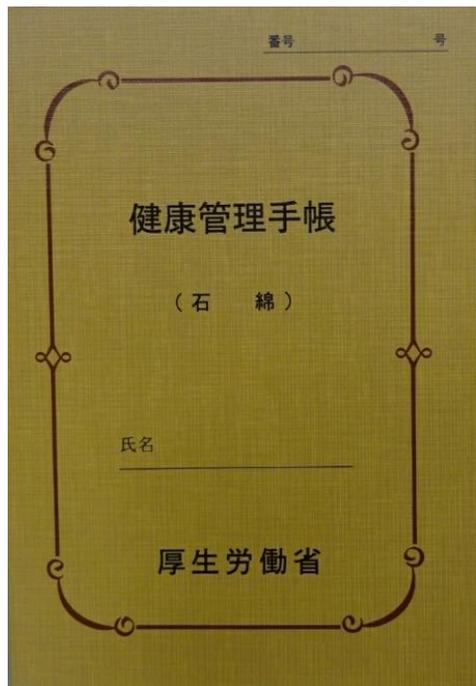


離職後の健康管理

健康管理手帳とは



健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての**健康診断を決まった時期に年2回**（じん肺の健康管理手帳については年1回）**無料で受けることができます。**

東京労働局 健康管理手帳

検索



内容

粉じん作業、石綿の取扱いなど、がんその他の重度の健康障害を発生させる業務※に従事したことがあり、エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

※業務とは・・・以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています

ベンジジン及びその塩	ベータ-ナフチルアミン及びその塩	ジアニシジン及びその塩	
粉じん作業	クロム酸及び重クロム酸並びにその塩	三酸化砒素又は砒素	
コークス又は製鉄用発生炉ガス	ビス（クロロメチル）エーテル	ベンゾトリクロリド	
ベリリウム及びその化合物	塩化ビニル	石綿	1・2-ジクロロプロパン
オルトトルイジン	3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタン (MOCA)		



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省・東京労働局・健康課

〒102-8306
東京都千代田区九段南
九段第3合同庁舎13階
TEL：03-3512-1616